

テキスト及び問題集の法改正点

【テキスト】

該当ページ	改正前	改正後
金融商品取引法（P122） 3. その他報告書の提出 の表中の半期報告書	その期間の経過後3か月以内に、 内閣総理大臣に提出しなければ なりません。	その期間の経過後45日以内に、 内閣総理大臣に提出しなければ なりません。なお、上場会社以 外は3か月以内に提出しなければ なりません。
金融商品の勧誘・販売に係る法律（P128） タイトル	金融サービスの提供に関する 法律（金融サービス提供法）	金融サービスの提供及び利用 環境の整備等に関する法律（金 融サービス提供法）

【問題集】

該当ページ	改正前	改正後
P86 問1の問題文の1行目	「金融サービスの提供に関する 法律（以下、金融サービス提供 法）」	「金融サービスの提供及び利用 環境の整備等に関する法律（以 下、金融サービス提供法）」
P157 問40の口の解答文の2行目	その期間の経過後3か月以内に 半期報告書を・・・	その期間の経過後45日以内に、 内閣総理大臣に提出しなければ なりません。なお、上場会社以 外は3か月以内に提出しなければ なりません。